

最低賃金について

令和3年7月21日
田村臨時議員提出資料

令和3年度の最低賃金の引上げについて

7月16日、中央最低賃金審議会において、令和3年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。令和3年度の目安額は、全国加重平均で28円の引上げとなり、昭和53年に目安制度が始まって以降最高。今後、この目安額を踏まえ、各地方最低賃金審議会で改定額を議論。

引上げ額の目安 (全国加重平均)	28円 A～D全ランク28円
引上げ率(%) 目安額通りに決定した場合	3.1%
全国加重平均(円) 目安額通りに決定した場合	930円

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日)(抄)

我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

(参考) 最低賃金決定の流れ

中央は、全都道府県を経済指標に基づきA～Dの4ランクに分けて、目安額を提示。地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。

